

## 国家外貨管理局

# 「外貨資金流入管理強化に関する関連問題の通知」を公布

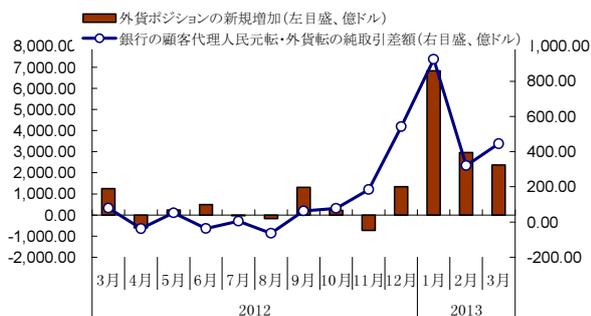
トランザクションバンキング部  
中国調査室

2013年5月5日付で、国家外貨管理局はホームページ上で、「外貨資金流入管理強化に関する関連問題の通知」(匯發[2013]20号、以下「通知」と略称)を公布し、2013年6月1日より施行すると発表しました。「通知」では、資金流と貨物流に著しい不一致がある場合や、資金流入額が比較的大きい一部企業に対して、リスク提示書を発送し、一定期間内にエビデンスや合理的な説明が行えない場合にはB類企業に認定する等、外貨資金の流入に関する管理を強化する内容が盛り込まれています。

### 【背景】

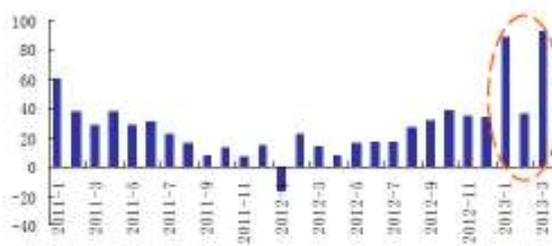
今年に入って、中国へ流入する外貨資金が増加しています。2013年3月の中国外貨ポジションは4ヶ月連続黒字で2,363.02億米ドルとなり、銀行による顧客代理の人民元転・外貨転の純取引差額も7ヶ月連続黒字の446億米ドルとなりました(図1)。また、中国本土から香港への輸出の伸びが今年に入って大幅に増加しており、その伸び率は過去最高を大幅に超えた水準を記録しています(図2)。

図1: 中国外貨ポジションと銀行の顧客代理人民元転・外貨転純取引差額推移  
(2012年3月～2013年3月)



出所: WIND

図2: 中国本土より香港への輸出伸び率(2012年1月～2013年3月)



出所: CEIC

中国への外貨資金流入が増加する中で公布された今回の「通知」は、国家外貨管理局が、今後輸出貿易などの経常取引に偽装した域外からの資金流入に対する管理を強めていく方針にあることを示しています。

以下、「通知」の主な内容をご紹介します。

### ➤ 輸出入企業の貨物貿易外貨収支に対する分類管理の強化

「通知」では、貨物貿易による外貨資金流入に対する管理を強化するため、①資金流と貨物流が著しく不一致、②流入額が比較的大きい企業に対し、2013年5月10日までにリスク提示書を発送、リスク提示書を受領した企業に対して、10営業日以内での状況説明を要求の上、企業の対応状況によって、以下の措置を取っています。

【図表1】リスク提示書関連事項

①規定期間内に合理的な説明を行う場合	✓ A類に分類
②規定期間内に原因説明を行わない、或いは証明資料の提出と合理的な説明ができない	✓ B類に分類。
	✓ B類認定後、関連指標が3ヶ月連続で正常に回復した場合には、A類に復帰。

\*A類、B類の定義については、次ページの参考資料ご参照

なお、リスク提示書の発送、企業分類情報等は以下のスケジュールで進行すると明記されています。

【図表2】リスク提示書の発送、企業分類情報等スケジュール表

2013年5月10日まで	✓ 外貨管理局がリスク提示書を発送
2013年5月31日	✓ 貨物貿易監督モニタリングシステム経由で銀行に企業分類情報を配信
2013年6月1日	✓ 分類結果の発効

仲介貿易に基づく外貨流入の抑制措置として、2011年3月に国家外貨管理局が公布した通知<sup>1</sup>には、「仲介貿易項目下の外貨収入について、企業は対応する中継貿易の対外支払の実施後に当該収入を人民元転または振替える。」と規定していますが、「通知」ではB類企業に対し、当該ルールの遵守を強調した上で、①同一決済の仲介貿易業務の収支を同一銀行で取扱うこと、および②B類企業が新たに締結した仲介貿易契約においては、収入と支出の決済通貨は同一の外貨或いは人民元とすることを、新たに要求しています。

#### ➤ モニタリング強化および処罰強弱の拡大

「通知」では、異常な資金の流入の手がかりに対し、積極的に現場照合或いは検査を展開し、虚偽の書類を使用した裁定取引などの不法行為に対し厳重に処罰すると強調しています。処罰の措置としては、違法な資金流入を引き起こした銀行や企業への、①罰金、②関連業務の経営の停止、③直接責任を負う関連スタッフの責任追及、④公開開示の拡大等に言及しています。

#### ➤ 銀行に求める対応

「通知」では、銀行に対しても、以下のような監督管理の強化を求めています。

- ①顧客と協力した外貨管理規定を回避する行為への警告
- ② “Know Your Customer”の原則の遵守による虚偽の貿易背景等の行為に対する審査の強化、および疑わしい取引の積極的な報告
- ③人民元総合ポジション限度額計算公式の明確化による、人民元総合ポジション管理の厳格化

以上

#### 参考資料:

<sup>1</sup>「国家外貨管理局、外貨業務管理を更に強化する問題の通知」(匯発[2011]11号)

表1:「貨物貿易外貨管理試行手引の実施細則」におけるA、B、C類企業に対する管理基準

分類	分類管理の内容
A類	<p>基本的には、「貨物貿易外貨管理試行手引きの実施細則」に基づき事後管理を行う。</p>
B類	<p>(一) 送金方式による決済に対して(前払い、前受けは除く)、金融機関は相応する輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査しなければならない。L/C、取立方式の決済に対しては、国際決済慣例に基づく関連商業エビデンス審査以外に、該当する輸入・輸出契約書を審査しなければならない。前払い、前受け決済に対しては、該当する輸入・輸出契約書、インボイスを審査しなければならない。</p> <p>(二) 金融機関は、貿易外貨収支に対し電子データ検査を行う。外貨受取限度額、外貨支払限度額を超える貿易外貨収支業務に対し、金融機関は「登記表」に基づき取扱わなければならない。</p> <p>(三) 仲介貿易外貨収支に対し、金融機関は該当する売買契約、支出申告エビデンス及び関連貨物所有権エビデンスを審査しなければならない。同一契約の仲介貿易収入金額が相応する支出金額の20%を超える貿易外貨収支業務に対し、金融機関は「登記表」に基づき取り扱わなければならない。</p> <p>(四) 前受け、前払い、及び30日超(30日を含まず)のユーザンス回収、延払いに対し、企業は本細則の規定に基づき、所在地外管局に情報を報告しなければならない。</p> <p>(五) 企業は、支払期間が90日超(90日を含まず)の延払業務を行ってはならず、90日超(90日を含まず)の外貨回収条項を含んだ輸出契約を締結してはならない。</p> <p>(六) 企業は、受取・支払日の間隔が90日超(90日を含まず)の仲介貿易外貨収支業務を行ってはならない。</p> <p>(七) その他の貿易外貨収支業務については、本細則第二章の関連規定に基づき取扱う。</p> <p>(八) すでに輸出収入の域外留保業務を利用している企業がB類に組み込まれた場合、当該企業は分類監督管理の有効期間内に、域外口座に輸出収入の留保を行ってはならず、域外口座による対外支払いを行ってはならない。</p> <p>(九) 外管局が規定するその他の管理措置</p>
C類	<p>(一) 所在地外管局に都度登記手続きを行う。外管局は登記手続きを行う際、企業が送金方式(前払い、前受けは除く)で決済する場合は、相応の輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査する。L/C、取立方式で決済する場合は、輸入・輸出契約書とインボイスを審査する。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査する。1件につき5万米ドル相当を超える前払に対しては、金融機関より確認済みテストキーを付された、域外金融機関が発行した前払に関する保証状を審査しなければならない。</p> <p>(二) 前受、前払、及び30日超(30日を含まず)のユーザンス回収、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき所在地外管局へ関連情報を報告しなければならない。</p> <p>(三) 企業は90日超(90日を含まず)のユーザンスL/C(延長を含む)、海外代付等輸入貿易融資業務を行ってはならず、90日超(90日を含まず)の延払い、取立業務を行ってはならず、90日超(90日を含まず)の外貨回収条件を含んだ条項の輸出契約を締結してはならない。</p> <p>(四) 企業は仲介貿易における外貨受取・支払を行ってはならない。</p> <p>(五) 企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務のメンバー企業の場合、当該企業は外貨集中受取・支払業務を継続して行ってはならない。企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務の主管企業の場合、当該企業グループ全体の外貨集中受取・支払業務を停止しなければならない。</p> <p>(六) C類に組み込まれた企業は、認定日より30日以内に、域外口座を閉鎖し、その残高を域内に回収しなければならない。</p> <p>(七) 外管局が規定するその他の管理措置。</p>

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b> <b>关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知</b> <b>汇发〔2013〕20号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为支持守法合规企业开展正常经营活动，防范外汇收支风险，现就加强外汇资金流入管理有关问题通知如下：</p> <p>一、加强银行结售汇综合头寸管理</p> <p>除政策性银行外，银行结售汇综合头寸限额计算公式为：“各银行当月结售汇综合头寸下限=（上月末境内外汇贷款余额-上月末外汇存款余额×参考贷存比）×国际收支调节系数”。其中：中资银行的参考贷存比为75%，外资银行的参考贷存比为100%，国际收支调节系数为0.25；境内外汇贷款余额、外汇存款余额根据中国人民银行《金融机构外汇信贷收支月报》中的数据计算，境内外汇贷款不含境外筹资转贷款。</p> <p>外汇贷存比超过参考贷存比的银行，应在每月初的10个工作日内（初次实施应于2013年6月底前）将综合头寸调整至下限以上；银行综合头寸下限调整后，其上限随之上调相同额度。外汇贷存比低于参考贷存比的银行，原有的头寸限额保持不变，但应把握外汇贷款的合理增长，防止外汇贷存比过度波动。</p> <p>二、加强对进出口企业货物贸易外汇收支的分类管理</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b> <b>外貨資金流入管理強化に関する関連問題の通知</b> <b>匯発〔2013〕20号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大连、青岛、アモイ、寧波市分局；各中資外貨指定銀行：</p> <p>法規を遵守する企業の正常な経営活動の展開を支持し、外貨収支リスクを防止するために、ここに外貨資金流入管理の強化に関する関連問題について以下の通り通知する。</p> <p>一．銀行為替総合ポジション管理の強化</p> <p>政策性銀行を除き、銀行の為替取引総合ポジション限度額の計算公式を以下とする；“各銀行の当月の為替取引総合ポジション下限=（前月末域内外貨貸出残高-前月末外貨預金残高×参考預貸比率）×国際修正調整係数”。うち、中資銀行の参考預貸比率は75%、外資銀行の参考預貸比率は100%とし、国際収支調整係数は0.25とする。域内外貨貸出残高、外貨預金残高は、中国人民銀行の金融機構外貨貸出収支月報内のデータに基づき計算し、域内外貨貸出には域外から調達した資金の貸出は含まない、</p> <p>外貨預貸比率が参考預貸比率を超過している銀行は、毎月月初の10営業日以内（初回は2013年6月末以前に実施しなければならない）に、総合ポジション調整を下限以上に調整しなければならない。銀行総合ポジション下限を調整後は、その上限もそれに伴って同額の引き上げ調整が行われる。外貨預貸比率が参考預貸比率より低い銀行は、現在有するポジション額は不変だが、外貨貸出の合理的な増加を把握し、外貨預貸比率の過度な変動を防止しなければならない。</p> <p>二．輸出入企業の貨物貿易外貨収支に対する分類管理強化</p>

外汇局应及时对资金流与货物流严重不匹配或流入量较大的企业发送风险提示函（见附件），要求其在10个工作日内说明情况。企业未及时说明情况或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局应依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》第五十五条等规定，将其列为B类企业，实施严格监管。此类企业列入B类后，符合相关指标连续3个月正常等条件的，外汇局将其恢复为A类。外汇局通过非现场监测确定首批企业，2013年5月10日前发送风险提示函，5月31日通过货物贸易外汇监测系统向银行发布企业分类信息，6月1日起分类结果生效。

B类企业转口贸易项下外汇收入，应在其进行相应转口贸易对外支付后方可结汇或划转；同一笔转口贸易业务的收支应当在同一家银行办理；新签订的转口贸易合同，其收入和支出的结算货币应当同为外汇或人民币。

### 三、严格执行外汇管理规定

银行应强化责任意识，提高执行外汇管理规定的自觉性和主动性，不得协助客户规避外汇管理规定；应加强对业务部门和分支机构的指导，保持贸易融资合理增长；应遵循“了解你的客户”原则，加强对虚构贸易背景等行为的甄别，主动报告可疑交易并积极采取措施防止异常跨境资金流入。

### 四、加大核查检查与处罚力度

外汇局应高度重视异常资金流入风险，强化监测分

外管局は遅滞なく資金の流れと貨物の流れが著しく不一致な、或いは流入ボリュームが比較的大きい企業に対して、リスク提示書（添付参照）を発送し、10営業日以内に状況の説明を要求しなければならない。企業が遅滞無く状況説明を行えない、或いは証明資料の提出と合理的な説明ができない場合、外管局は《貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則》第五十五条等の規定に基づき、B類企業とし、厳格な監督管理を実施する。これら企業がB類となって以降、関連指標が連続3ヶ月正常等の条件に合致する場合、外管局はA類に復帰させる。外管局はオフサイトモニタリングを通じて第一陣企業を確定し、2013年5月10日以前にリスク提示書を発送する。5月31日に貨物貿易外貨監督モニタリングシステムを通じて銀行に企業分類情報を発布し、分類結果は6月1日より有効とする。

B類企業の仲介貿易下の外貨収入は、相応する仲介貿易の対外支払後に人民元転或いは振替を行わなければならない。同一決済の仲介貿易業務の収支は同一銀行で処理しなければならない。新たに締結した仲介貿易契約において、その収入と支出の決済通貨は同一の外貨或いは人民元でなければならない。

### 三. 外貨管理規定の厳格な執行

銀行は責任意識を強化し、外貨管理規定執行の自覚性と積極性を向上しなければならない。顧客に協力して外貨管理規定を回避してはならない。業務部門および分支機構に対する指導を強化し、トレードファイナンスの合理的な増加を維持しなければならない。“Know Your Customer”の原則を遵守し、虚偽の貿易背景等の行為に対する審査を強化し、疑わしい取引を積極的に報告し、且つ積極的に異常なクロスボーダー資金流入の防止措置を取らなければならない。

### 四. 照合検査および処罰強弱の拡大

外管局は異常な資金流入リスクを高度に重視し、監

析与窗口指导；对异常资金流入线索，应主动开展现场核查或检查；对于使用虚假单证进行套利交易的案件，依法从重处罚；对违反外汇管理规定导致违规资金流入的银行、企业等主体，应依法给予罚款、停止经营相关业务、追究负有直接责任的相关人员责任等处罚，并加大公开披露力度。

本通知自 2013 年 6 月 1 日起实施。国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行以及农村合作金融机构。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402295，68402450

附件：国家外汇管理局 XX 分（支）局风险提示函

国家外汇管理局  
2013 年 5 月 5 日

督モニタリング分析および窓口指導を強化しなければならない。異常な資金の流入の手がかりに対しては、積極的に現場照合或いは検査を展開しなければならない。虚偽の書類を使用した裁定取引の案件に対しては、法により厳重に処罰する。外貨管理規定に違反して違法な資金流入を引き起こした銀行や企業等の主体に対しては、法に基づき罰金を課し、関連業務の経営を停止し、直接責任を負う関連スタッフの責任追及等の処罰を行うとともに、公開開示を拡大する。

本通知は 2013 年 6 月 1 日より実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、直ちに管轄する中心支局、支局、城市商業銀行、農村商業銀行、外商獨資銀行、中外合資銀行、外国銀行支店、および農村合作金融機構に転送のこと。各中資外為指定銀行は本通知受領後、直ちに所管する分支機構に転送のこと。執行において問題がある場合には、遅滞無く国家外貨管理局にフィードバックのこと。

電話 : 010-68402295、68402450

添付：国家外貨管理局 XX 分（支）局リスク提示書

国家外貨管理局  
2013 年 5 月 5 日

<p>附件</p> <p>国家外汇管理局 XX 分（支）局风险提示函 编号； (企业名称)：</p> <p>根据货物贸易外汇收支非现场核查结果，你单位 年 月 日至 年 月 日期间货物进出口与货物贸易收支总量存在较为严重的不匹配情况。请你单位于收到本函后 10 个工作日内，持书面说明及相关资料，向外汇局做出合理解释。在规定时限内未说明原因或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局将根据《货物贸易外汇管理指引》及相关规定，将你单位分类结果定为 B 类。</p> <p>特此提示。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 XX 分（支）局 年 月 日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">风险提示函外汇局留存联</p> <p>年 月 日向 (企业名称) 发出编号为 XXXXXXXXX 的风险提示函。该企业于 年 月 日向外汇局提交了书面说明及相关资料。处理结果如下：</p> <p><input type="checkbox"/> 该企业在规定时限内作出合理解释，分类结果定为 A 类</p> <p><input type="checkbox"/> 该企业在规定时限内未说明原因或不能提供证明材料并做出合理解释，于 年 月 日分类结果定为 B 类</p> <p><input type="checkbox"/> 该企业列入 B 类后相关指标已连续 3 个月恢复正常，于 年 月 日恢复为 A 类</p> <p>经办人： 审核人：</p>	<p>添付</p> <p>国家外貨管理局 X X 分（支）局リスク提示書 番号； (企業名称)：</p> <p>貨物貿易外貨収支非現場照合検査結果に基づき、貴単位の 年 月 日から 年 月 日の期間において、貨物輸出入および貨物貿易収支総量に比較的重大な不一致の状況が存在する。貴単位に、本書受領後 10 営業日以内に、書面説明および関連資料を持って、外管局に対して合理的な解釈を行なうようお願いする。規定期間内に原因の説明ができない或いは証明資料の提出と合理的な解釈ができない場合には、外管局は《貨物貿易外貨管理ガイドライン》および関連規定に基づき貴単位の分類結果を B 類とする。</p> <p>ここに特に提示する。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 X X 分（支）局 年 月 日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">リスク提示書外管局控</p> <p>年 月 日に (企業名称) に対して番号 XXXX のリスク提示書を発布。当該企業が 年 月 日に外管局に対して書面説明および関連資料を提出した処理結果は以下の通り。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該企業は規定期間内に合理的な説明を実施。分類結果は A 類とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該企業は規定期間内に原因説明をしない、或いは証明資料の提出と合理的な説明ができない。 年 月 日に分類結果を B とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該企業は B 類認定後関連指標が 3 ヶ月連続で正常に回復。年 月 日に A 類に復帰とする。</p> <p>担当者： 再鑑者：</p>
--	---

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室**

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214  
邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233  
上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250  
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255